

解題

日本占領期 性売買関係 GHQ 資料

林 博史

目次

1 本資料集刊行の経緯	iii
2 GHQ の組織	iv
3 文書内容の紹介 公衆衛生福祉局文書 Box9370 を中心に	vi
(1) RAA をめぐる顛末	vi
(2) その後の米軍と性売買についての資料	ix
4 米陸軍文書の分類法と関連資料の探し方	xi
おわりに	xiii

1　本資料集刊行の経緯

まず、本資料集の刊行に至る経緯について説明しておきたい。

監修者である林は、2001 年以来、毎年、1 回から 2 回程度、米国立公文書館に通い、日本軍による戦争犯罪とそれに対する連合国裁判所の戦犯裁判政策、日本軍「慰安婦」制度とそれを比較するための米軍の性売買政策・性暴力、沖縄戦と沖縄での米軍基地建設、世界の米軍基地ネットワークの形成と展開過程などをテーマにして、それらに関連する資料調査を行ってきた。毎回、10 日から 3 週間程度の比較的短期間であるが、2016 年までに計 22 回の調査を行ったことになる。

このようなテーマのなかで、米軍の性売買政策・性暴力、もう少し広く言えば、軍隊と性売買・性暴力というテーマについては、第一次世界大戦期から第二次世界大戦期、さらに 1940 年代後半から 1960 年代にかけて、地域的にも沖縄を含む日本だけでなく、韓国、フィリピン、ミクロネシアなどの西太平洋地域にとどまらず、ヨーロッパやカナダ、カリブ海、中東など米軍が展開してきた世界各地での米軍の関係資料を収集してきた。そして、それらの資料を活用して、米軍の政策など国際比較に関わるいくつかの論文を発表してきた¹。

収集した資料すべてを活用できているわけではなく、まだその途上である。しかし、せっかくであるから、収集した史料は一人で独占するのではなく、こうした問題に関心のある研究者にも広く活用してもらいたいという願いを持っていた。もちろん、共同研究を行ってきた何人かの研究者にはこれらの史料のなかからいくらかは提供してきたが、もっと広く活用してもらえる方法はないかと考えてきたのである。

そうした時に、先に荒敬・内海愛子・林博史編『国立国会図書館所蔵 GHQ/SCAP 文書目録』全 11 巻を刊行した蒼天社出版より、こうした史料を資料集として刊行したいという話があった。こういう資料集はかなり高価なものにならざるをえず、大学図書館など一部の図書館で購入していただけにとどまるかもしれない。しかし、近年の大学図書館は広く市民に開かれているので、日本各地の関心ある研究者や市民にも閲覧していただくことが可能であると思われる。そこで、今回は、連合国軍最高司令部 GHQ/SCAP 文書（以下、GHQ 文書）のなかから、私が収集した関連文書をまとめて資料集として刊行することにした。

GHQ 文書のオリジナルはワシントン郊外にある米国立公文書館の新館（Archives II）に所蔵されている。日本でも国立国会図書館憲政資料室などにマイクロフィルムの形で所蔵され、閲覧することができる。しかし、文書量はボックス（Box）数で約 1 万箱、フォルダ数では 20 万点近くにのぼる膨大なものであり、マイクロリーダーで読むのは非常に大変である。しかも、軍の性売買政策や性暴力に関する資料は必ずしもまとまって収録されているわけではなく、文書群のなかに点在している。先に紹介した『国立国会図書館所蔵 GHQ/SCAP 文書目録』全 11 巻が刊行されたことによって、調べたい資料を見つけるうえではかなり便利になったが、それでも探している資料を見つけるのは簡単ではない。米国立公文書館所蔵の文書のなかでは、GHQ 文書は目録がきわめてよく整理されている方だが、日本占領軍以外の米軍の資料を見つけるのは、慣れないとまったく見当すらつかないかもしれない。

私は、米国立公文書館で、GHQ 文書について、関係する文書が含まれている可能性のあるボックス（BOX）を片っ端から閲覧し、重要と思われる関係文書を複写してきた。そして収集した資料のなかから、ある程度まとまった文書群を選んで収録したのが本資料集である。今回収録した史料は、2002年3月、8月、12月にわたる3回の資料調査で紙のコピーで収集したものである²。

2 GHQ の組織

GHQ 文書の全体像を把握するためには、まず GHQ の構造を知っておく必要がある。次の図は、1947年12月31日現在のその構成図である。

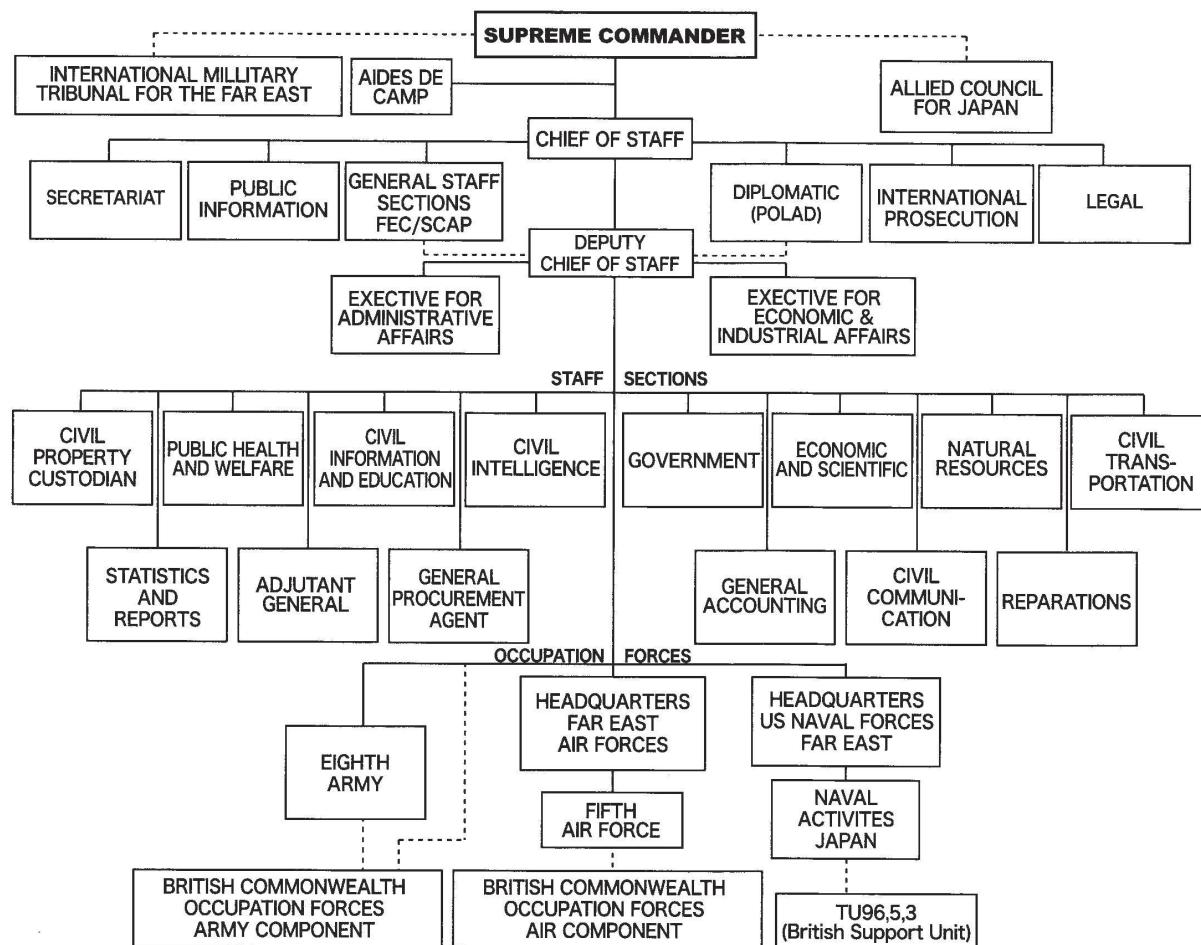


Figure 9. GHQ, SCAP, 31 December 1947.
(Source: *Reports of General MacArthur*, 1966, p.77)

出典：Takemae Eiji, *The Allied Occupation of Japan*, New York: Continuum, 2002, p.147.

Staff Sections のなかにある公衆衛生福祉局 Public Health and Welfare Section (PHWS) が本資料集にとって最も関わりが深く、主にその資料群から選んでいる。ただそれだけではな

解題 日本占領期 性売買関係 GHQ 資料

く、高級副官部 Adjutant General Section (AGS)、法務局 Legal Section (LS)、民事局 Civil Affairs Section (CAS) (1950年1月に設置されたので構成図には載っていない) からも関連文書を収録している。このうち高級副官部は、単なる一つのセクションではなく、最高司令官の秘書課兼文書課とも言うべき位置にあり、GHQ内の部局あるいは外部機関と最高司令官（最高司令部）との間の通信や報告書などがここで整理保管されている。そういう点では GHQ という組織にとって重要な文書が集中している部局と言える。

マッカーサーは、日本占領を任務とする軍政機構³としての連合国軍最高司令部 GHQ/SCAP の最高司令官であると同時に、軍そのものの組織である米太平洋陸軍 AFPAC の最高司令官でもあった。1947年1月に陸海空軍を統合した極東軍が編成されるとその最高司令官にもなった。これらの米軍組織は改編が繰り返されることになるが、マッカーサーは、軍政組織と軍の二つの組織の最高司令官であった。次の図は、その二重構造を示すものである。

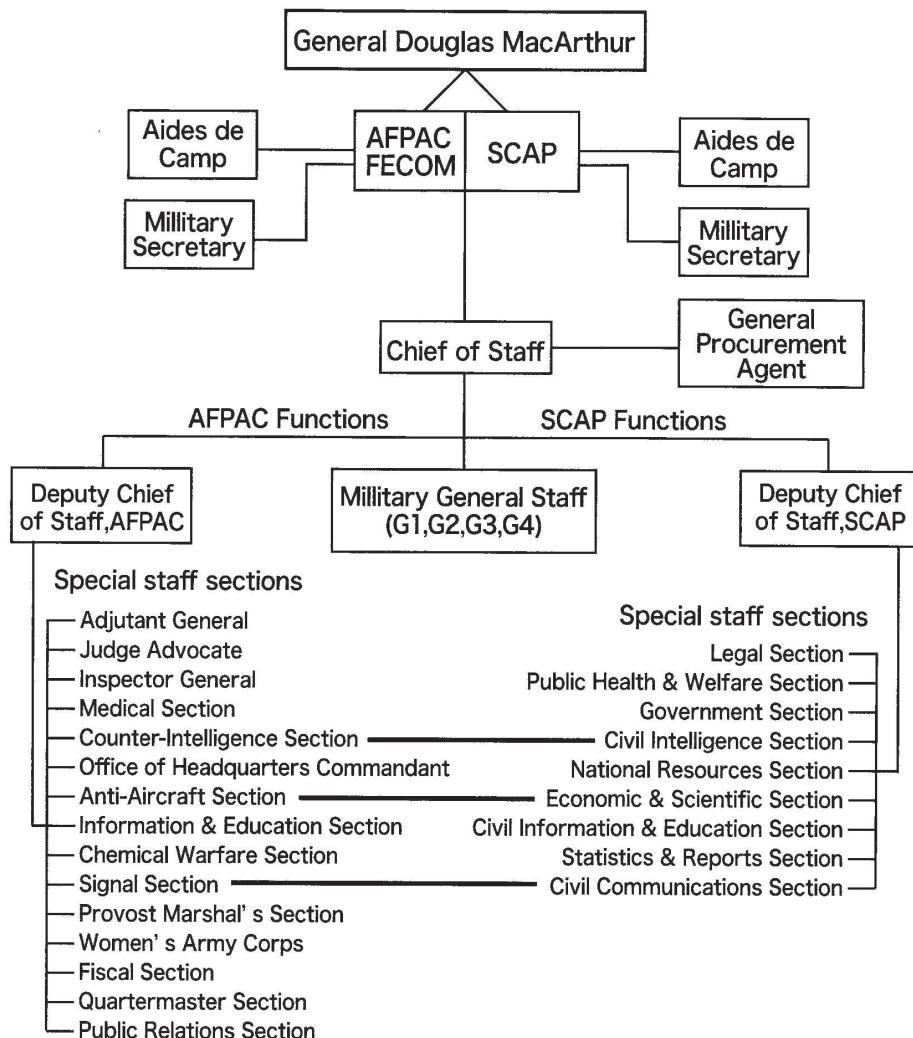


Figure8. The dual structure or the occupation (January 1946).

出典：Takemae Eiji, The Allied Occupation of Japan, New York: Continuum, 2002, p.138.

SCAP Functions と書かれている右側の組織が軍政を担当した部局であり、左側の AFPAC Functions と書かれている組織が軍組織になる。例えば、軍組織としての軍医部 Medical Section のスタッフと、軍政組織としての公衆衛生福祉局 PHWS のスタッフとはかなり重なっている。

実際に日本を占領した米軍組織は、米太平洋陸軍 AFPAC 指揮下の第 8 軍と第 6 軍である。第 8 軍が東日本、第 6 軍が西日本を担当したが、1945 年末に第 6 軍が米本国に引き揚げたので、それ以降は第 8 軍が日本全土の占領にあたった（その後、英連邦軍が中国四国地方に入ってくる）。資料を見る時には、この二重構造を理解しておく必要がある。

日本の性売買問題への対応は、性病予防の観点あるいは売春規制の観点から、公衆衛生福祉局が担当したので、その文書群に性売買・性病関係の資料が多数含まれている。特に公衆衛生福祉局文書の Box 9370 は、一箱のほとんど全部が性病管理、性売買規制に関する資料であり、本資料集ではそのほとんどを収録している。それらの資料は米軍の政策だけでなく、当時の日本社会における性売買の実態、日本政府・社会のそれへの対応など占領政策にとどまらない多様な資料が含まれている。性売買への政策は法律問題にも関わるし、米兵による性犯罪も同様で、法務局も関わってくる。また、1950 年 1 月に設置された民事局も性売買に関わっており、岩国など中國地方における性売買取締りに関する資料が多数含まれていることから、それらを収録した。取締りと言っても GHQ が直接行うわけではなく、日本政府とその下の地方行政機関（地元の警察）にやらせた取締り関係の資料である。日本では警察の資料が公開されることはまずないので、占領下における警察による性売買取締りの状況と性売買の実態がよくわかる貴重な資料と言える⁴。また、先ほど述べたように、高級副官部の文書群のなかにも米兵の犯罪や公娼制廃止に関する資料が含まれている。

3 文書内容の紹介——公衆衛生福祉局文書 Box 9370 を中心に

(1) RAA をめぐる顛末

第二次世界大戦後、日本の内務省が進駐してくる米兵向けの売春宿 RAA（特殊慰安施設協会）を用意し、提供したことはよく知られている。これを米軍も積極的に支持し、利用した。これらに関する資料が GHQ 文書の公衆衛生福祉局 PHWS 文書に大量に含まれている。特に占領直後の時期については、Box 9370 にまとめて資料が含まれている。この Box の中でも「性病管理 Venereal Disease Control」と題された四つのファイルは特に重要である。以下、特に注記しないものはこの Box の資料である。

米軍としての公式の政策は、1910 年代以来、売春を禁圧し、将兵に売春婦を利用させないというものであり、第二次世界大戦中ならびに戦後においてもその政策は一貫して継続していた。しかし、GHQ の公衆衛生福祉局長に就任したサムス大佐（のち准将）や性病管理将校であったゴードン中佐、第 8 軍や第 6 軍の関係者らは、売春を禁圧せよという陸軍省の政策に従わず、管理された売春制度（公娼制）の再確立を主張し、日本側にもそれを求めた。サムス局長は、1945 年 10 月 16 日、売春宿をオフリミット（立入禁止）にしている司令官たちを批判し、オフ

解題 日本占領期 性売買関係 GHQ 資料

リミッツにしても私娼が散在するだけであるから日本の現存する売春統制の法と手続きを拡張して厳密に実施することが実際的で緊急な対応として求められる、と参謀長に提言さえしている。その5日後の会議の席上、第8軍軍医ライス准将は、売春宿をオフリミッツにするだろうと言いながらも、ホステスと性交渉できる「アミューズメント・ハウス」を、日本側が設置してくれないかと示唆していたのである。

サムスは大戦中、北アフリカ、イタリアに軍医として行っていた。これらは現地の米軍が売春を公認して陸軍省から問題にされた地域である。こうした行為にサムスがどれほど関わっていたかはまだ確認できていないが、関わっていた可能性は高いし、少なくとも知っていたはずである。なお、サムスの評伝は日本でもいくつか刊行されているが、それらの解説は、彼が米兵向けの売春宿の公認を支持していたことには目を閉じ、日本の公衆衛生に積極的な役割を果たしたことのみが評価されている。それは、GHQ文書など基本的な資料さえもよく読まれていないからなのかもしれない。

ところが、RAAを利用しているなかで問題が出てきた。一つは米兵の性病罹患率の急増である。米軍将兵の性病罹患率のデータは、GHQ文書ではなく第8軍などの資料を見なければわからないが、いずれにせよ、そのために1945年12月5日、太平洋陸軍司令部（マッカーサー最高司令官）の軍医部から第6軍と第8軍に対して、米兵専用の売春宿で性病感染が繰り返されており、性病管理に問題があると警告が出された。

同時に RAAのような売春公認策は米軍内部からも批判を生み出した。すでに11月5日の時点で第5空軍司令部は、基地周辺5マイル以内の地域から売春婦を排除するように日本政府に要請することを太平洋陸軍司令部に訴えた。売春禁圧こそが唯一効果的な性病管理方法であるという陸軍省の政策を強調した。空軍（正式にはまだ陸軍航空軍であり陸軍の一部）としては売春宿をオフリミッツにしたいが、陸軍がオフリミッツにしないで困っている、とも訴えている。極東空軍司令部もこの要望に賛成した。

日本に来ていた軍のチャップレン（牧師や神父ら）たちも、さまざまな方法で売春公認策を非難して改めさせようとした。歩兵第41師団のチャップレンは師団長に注意を喚起したが、改善されないのでワシントン陸軍省のチャップレン部長に訴えた。そこで、チャップレン部長はこれを陸軍省人事部長に伝えた⁵。ほかにも日本に来ていた兵士が家族に手紙を書き、上院議員を通じて陸軍長官に実態を訴える者もいた⁶。米本国でも雑誌『ニュースウィーク』(Newsweek)がこの問題をレポートし、陸軍省内でも問題にされている。陸海軍チャップレン協会東京横浜支部はこの問題を取り上げて議論し、1946年1月8日には88名が参加した会議では全会一致のうえ、こうした売春宿の利用をやめて売春を禁圧するようにとの決議を採択し、11日付で連合軍最高司令官マッカーサー宛に書簡を送った。

海軍においては、1945年10月31日付で海軍長官が売春禁圧の方針を占領地でも適用するという通達を出し、11月2日には太平洋艦隊兼太平洋地区司令部（最高司令官ニミッツ）もそれに基づいて同趣旨の通達を出していた⁷。ところが11月に、日本にいた海軍付チャップレンからの手紙が下院で取り上げられた。その手紙には、ミズーリ号艦上で降伏調印式が行われた9月2日には軍医から、売春婦の検査など売春地区を管理するのが政策だと告げられたことをはじめと

して、日本にいる海軍が売春を公認する措置をとっていることが告発されていた。海軍長官フォレスターは12月7日付で回答を送り、売春禁圧が海軍省の一貫した政策であることを強調した。これを受けた13日、海軍省軍医部長と人事部長名で全艦隊・部隊に対して、売春を奨励、暗黙に公認、容認すると解釈されるような措置は一切とてはならないという通達を出した⁸。おそらくこれを受けてと思われるが、太平洋艦隊兼太平洋地区最高司令官ニミッツの名前で、1946年1月14日に通達「売春に関する政策一性病管理」が出された。ここではいく人かの司令官が売春禁圧への協力を、売春婦を隔離することと解釈したものがいると批判し、それは売春禁圧策に反する海軍省の政策は売春の抑制ではなく禁圧であると強調した⁹。

こうした状況のなかで太平洋陸軍司令部内では、軍医部がチャップレンたちの意見を受け入れて米兵向け売春宿への関与を直ちにやめることに賛成したが、買春を奨励するとして批判されている予防所をなくせという要求に対しては性病予防の点から拒否するという意見であった。こうした動きに対して第8軍は、すべての売春宿をオフリミッツにするには憲兵を大幅に増員する必要があるので現状ではできないなどと抵抗を示した。

そうしたところに、1946年3月4日付で陸軍省から太平洋陸軍司令官マッカーサーに対して、売春禁圧の陸軍省の政策を厳格に遵守し、陸軍次官を派遣するので協議して状況を報告せよとの通達がなされた。陸軍省では、各地に派遣した米軍が売春禁圧策に反して売春を公認し、性病罹患率が急上昇している状況を解決するため、性病罹患率の高い軍司令部に次官を派遣することとした¹⁰。日本もその一つに含まれていた。こうしてケニス・ロイヤル陸軍次官は日本に来てマッカーサーと会談した。3月12日付の次官から陸軍長官に宛てた報告によると¹¹、マッカーサーは太平洋地域での性病の多さに当惑しているが、これまでとられてきた方策以外にできることがみつからないので、ほかに考えがあれば歓迎すると述べた。また、マッカーサーは売春宿をオフリミッツにする政策を含めて、あらゆる可能な方法で売春を禁止する陸軍省の政策に対して厳格に従うこと、また、ある一つの師団でこれに反する方策がとられているのを発見したので直ちに変えさせたとも述べている。いずれにせよ、自己弁明に終始しながらも、陸軍省の政策に従うことをマッカーサーは約束した。太平洋陸軍司令部はすでに2月18日に高級副官名で第8軍などに対して、陸軍省の売春禁圧策に反する、現在のいかなる手段も直ちにやめるように通達していたが¹²、この次官とマッカーサー会談を受けて、ようやく3月18日に第8軍はその通達を実施して、売春宿はすべてオフリミッツにするように指揮下の部隊に通達した¹³。この通達を受けて25日に東京憲兵隊司令官が内務省にその旨通告し、RAAに対してオフリミッツが実施されたのである。

このようにしてRAAの利用は、日本に駐留していた米軍内部からの批判と陸軍省からの批判を受けて禁止されることになったが、これは、米兵の性病予防という観点からRAAによる売春管理方式が失敗であったからであり、サムスラ公衆衛生福祉局や第8軍もそれを受け入れざるを得なかった。

陸軍省では陸軍次官の派遣を受けて、1946年4月5日付の参謀総長アイゼンハワー名で陸軍規則600-900を全軍に通達し、改めて、売春の組織化は性病予防策としては完全に非効果的であり、逆に性病が増えてしまい医学的にも不健全であるという医学的な理由を挙げて、また、道

解題 日本占領期 性売買関係 GHQ 資料

徳を破壊して米国市民の希望に反するなどの社会的な反対などの理由を挙げて、売春公認策を否定したうえですべての売春宿をオフリミッツにして売春禁圧策をとるように指示した¹⁴。

ところで、従来の多くの著作では、1946年1月の公娼制廃止、売春のための前借金無効の連合国軍最高司令官覚書については RAA のオフリミッツ措置と一連のものとして記述されている。しかし、すでに述べたように占領軍は、占領行政を管轄する連合国軍最高司令官 GHQ/SCAP と米太平洋陸軍司令部の二重構造になっていた。日本で一般に GHQ と言われているのは前者である。公娼制廃止覚書は日本の売春制度に関わる指令で前者の行為であり、RAA をオフリミッツにする措置は米軍将兵の立入り禁止を指令したもので後者の行為である¹⁵。

公娼制廃止問題については GHQ の公衆衛生福祉局や法務局で日本の実態を調査しながら検討され、女性の「意思に反する奴隸化」が行われ、「実質的に囚人」であるという実態認識がなされていった。そこには売春婦の検診治療にあたっていた医師らの意見が反映していると思われる。公娼制廃止がなされた時点では、RAA の米兵利用問題については議論の最中にあった。そして、ここで紹介したような議論を経て、太平洋陸軍・第8軍の指揮命令系統を通じて RAA のオフリミッツ措置がとられたのである。これは日本の内政問題ではなく、米軍としての措置であった。両者はまったく関係ないとは言えないが、区別して考えるべきであろう。GHQ の組織は、連合国軍最高司令官総司令部 GHQ/SCAP という軍政機構と米太平洋陸軍という軍との二重構造になっていたのであり、後者の太平洋陸軍について言えば、その主力は第8軍である。GHQ 文書は前者の資料であって、後者の資料はまだ日本の国立国会図書館には収集されていない。したがって RAA に関する顛末は、GHQ 文書だけではなく、太平洋陸軍・第8軍や海軍、さらにはワシントンの陸軍省や海軍省の資料も合わせてこそはじめて、その全体的な経過が理解できる。しかしながら、公衆衛生福祉局の資料がその中心になることは間違いない。

(2) その後の米軍と性売買についての資料

その後の米軍による売春対策・性対策をめぐる資料も残されている。売春をしている疑いのある女性を日本警察の協力を得て逮捕拘留し、強制的に性病検査と治療を受けさせるというやり方がとられた。この結果、街頭でもやみやたらに女性が逮捕されて問題になる事態が各地で頻発した。

1946年12月26日付のサムス大佐のメモをみてみよう。そこでは、売春宿の所有者・経営者、周旋屋（女衒）はまったく野放しにされており、彼らの悪事を断ち切る法的手段が必要であり、米兵の性病を減らすためには売春の法的禁圧が必須であると主張している（Box 9370、以下注記のないものはこのボックスより）。46年末から翌年にかけて、日本において売春を法的に禁止することについて議論がなされている。

1947年1月30日に第8軍は極東軍（1947年1月に太平洋陸軍が編成替になり、極東軍が設置されて陸海空軍を指揮下に置く）からの諮問に答えて、売春の法的禁止を熱烈に賛成する旨を回答し、2月28日には海軍極東司令部も GHQ に対して売春禁止の法律に賛成するという意見を寄せている。同年6月の公衆衛生福祉局の *Technical Bulletin* では、売春を公認あるいは容認すること自体が売春婦との接触を拡大させることにより、売春宿の売春婦は一晩に30～40人を感染させてしまうほどで、売春婦の定期健診には当局が関わるべきでない、もしそうすると売

春の協力者になってしまうという意見が掲載されている¹⁶。

しかし、こうした売春を法的に禁止すべきであるという意見に対して、GHQ の民政局 GS と参謀第 2 部 G2 が反対した。民政局は 1947 年 6 月に公衆衛生福祉局に対して、法的手段は必要だが、非公式に働きかけることを勧告した。また同月、G2 も公衆衛生福祉局に対して、法律による禁止で解決するとは思えないと売春禁止法について否定的見解を伝えた。公衆衛生福祉局法律顧問であったザコネも G2 に賛成し、日本政府にやらせるべきであるという意見を述べている。

1947 年 7 月 3 日に民政局は、一松定吉厚生大臣などと会談を行い、日本政府の性病管理が失敗であることを指摘し、直ちに是正措置をとらなければその旨指令を出すことを検討していると伝えた。しかし厚相は、世論の支持を得るためににはまず教育が必要であり、当面、売春婦を一定地域に隔離し、治療させることを提案した。それに対して民政局が、そういう方法は非効率的であることは実証されており、国会にそういう法案を提出して問題を公にすることが教育につながると主張したので、厚相はできるだけ早く国会に法案を提出するようにすると回答した。その後、日本政府は 1948 年 6 月、国会に売春等処罰法案を提出したが、翌月継続審議となり、その後、法案を撤回した。なお、風俗営業取締法と性病予防法は成立した。

こうした売春防止をめぐる GHQ と日本政府のやりとりの資料も残されている。また、各地での売春取締りやそこでの問題も議論されている。売春婦や性病感染の疑いを持たれた女性が一方的に逮捕され、検診を受けさせられたあげく、性病に罹っていると強制入院・治療を受けさせられた。もちろん、こうした措置は売春婦であったとしても、人権侵害であることは言うまでもない。

文書のなかには、例えば 1949 年 3 月の神奈川県真鶴での売春取締りについての警察や厚生省などの報告がある。また、同年 4 月、別府で憲兵隊による女性摘発が行われた報告もある。1 月 1 日から 2 月末までの 2 か月間に、1053 人が逮捕された。しかし、そのうち性病に感染していたのは 10% だけであった。警察が捕らえた女性のうち街娼は 4 分の 1 程度と推測しており、売春とは関係ない多くの女性が屈辱を受けたと報告している¹⁷。1950 年の 8 月から 10 月にかけても岩国で売春婦取締りが行われ、憲兵が街頭の女性をむやみに逮捕し、問題化した。そのファイルには逮捕された女性の訴えの文章や警察の調書などが多数含まれており、貴重な資料である¹⁸。

また、米軍は将兵に性病の予防キット（コンドームや洗浄用具）を配布していたが、それを警察予備隊に支給することが提案されている文書もある¹⁹。

なお、日本だけでなく、韓国における資料も少しではあるが含まれている。例えば、韓国では米軍政が、公娼制廃止を宣言しながらも、他方では警察を使って、接客婦の定期健診と性病治療を実施していた。1949 年には韓国全土で 5 万 3664 人の接客婦を検診していた²⁰。これは、韓国では米軍が売春禁圧ではなく、管理に乗り出していたことを示す資料である。

米兵による犯罪については、日本政府から GHQ 宛の米兵の犯罪報告がいくつかある。また、こうした事件に関する米軍の資料もある²¹。ただし、すでに述べたように GHQ は軍そのものとは違う組織なので、米兵による犯罪に関する資料は少ない。むしろ、第 8 軍の資料などに多数含まれている。

4 米陸軍文書の分類法と関連資料の探し方

GHQ 文書は、独自の文書分類番号を使って文書を分類している。『国立国会図書館所蔵 GHQ/SCAP 文書目録』をご覧いただくと、「GHQ/SCAP Records 十進分類表」が巻頭に掲載されている。ただし、この分類表は日本占領軍だけのものであって、ほかの米軍組織には通用しないものである。そのため、監修者はこの分類表を使ったことはない。なぜならこれとは別に、米陸軍すべてに共通して使われている十進法分類番号があり、監修者はいつもそれを利用して資料を検索しているからである。ここでは、その分類法とそれを使った資料の探し方について少し説明しておきたい。GHQ 文書以外の関連資料を探そうとする場合、この陸軍全体の分類法を熟知しておく必要があるからである。

米国の陸軍は、1914 年に陸軍省が「陸軍省十進法ファイルシステム War Department Decimal File System」という分類法を制定している。すべての陸軍組織はこの分類にしたがって管理している文書を分類することが義務付けられた。これは 1918 年に改訂されたあと、1943 年 2 月にも改訂された。これを作成しているのは陸軍省高級副官部である。その後も一部改訂されたが、第二次大戦中から 1950 年代であれば、1943 年版でだいたいカバーできる²²（なお、前掲『国立国会図書館所蔵 GHQ/SCAP 文書目録』第 11巻の検索 DVD 版では、この「陸軍省十進法ファイルシステム」を収録し、検索結果では必要に応じて分類表記を施した）。

性売買・性暴力に関する分類番号を挙げると次のようなものがある。

000.5 犯罪、犯人、違反行為、国内破壊活動 Crimes, Criminals, offenses, domestic subversive activities

250 軍紀 Discipline

250.1 道徳と品行 Morals and conduct

250.2 禁止・制限地区 Barred or restricted Area

250.4 軍法会議 Courts Marshal

700 医療・衛生 Medicine, hygiene, and sanitation²³

720 健康と病気予防 Health and prevention of disease

726.1 泌尿生殖器、性病、売春、性的不道徳 Genito-urinary, venereal, prostitution, and sex vices

さらに次の分類のなかに関連資料が含まれていることがある。

012.2 税金 Taxes

014 文民問題 civil matters

014.13 文民当局と軍当局との関係 Relations between civil and military authorities

319.1 報告 Reports

333 監察総監及びその他の将校による監察と捜査ならびに報告 Inspections and investigation by inspectors general and other officers, and reports.

333.5 捜査 Investigations

ここで具体的に簡単な説明をしておく。

まず、性売買問題は何よりも将兵の性病問題と密接に関わっているので、分類番号 700 番台の医療・衛生関係に含まれるが、特に「726.1」が重要である。性病だけに限定した文書は「726.1」に収録されることが多いが、その他の伝染病も含めた報告書などでは「720」あるいは「700」に入っていることがある。各部隊の性病罹患率などのデータは、そうした報告書（月報や旬報、年報など）の中から数字を取り出すという面倒な作業が必要となってくる²⁴。

次に、将兵が売春婦を買いに行って性病にかかるということは軍紀の乱れを意味するので、その観点からすると、「250 軍紀」に関わる問題となる。特に「250.1 道徳と品行」の問題は、ここに関連資料が収録されている。「250.2 禁止・制限地区」には、売春地区へのオフリミット（立ち入り禁止）措置が関わってくる²⁵。将兵の性犯罪、あるいは売春宿に行って暴れたりして逮捕されるような事態が生まれると、「000.5 犯罪」の項に分類されることがある。売春婦を何らかの犯罪として取り締まる場合もここに関係してくることがある。また、軍法会議にまわされると「250.4 軍法会議」も関わってくる²⁶。

したがって、「000.5」、「250」、「250.1」、「250.2」、「720」、「726.1」などの分類は必見である。しかし、それすべてではない。ほかの分類にも時々、関連資料が含まれていることがある。「012.2 税金」に稀ではあるが、性売買への課税のことが含まれていることがある。また「014 文民問題」には、軍と文民当局との間の問題がいろいろ含まれており、そのなかに性売買取締りに関するものが入っていることがある。「319.1 報告」には、さまざまな報告書が綴じられている。この分類には大量の文書が入っており、そのなかでこの問題に関連するものはほんの一部にすぎない。したがって、労力の割には報われることが少ない文書群であるが、まったく無視することもどうかと思われるものである²⁷。「333」、「333.5」はそれぞれ、「監察総監及びその他の将校による監察と捜査ならびに報告」「捜査」に関する文書である。将兵が売春宿に出入りしたり、性病にかかるのは軍紀の乱れなので、監察官の監査対象となる。その観点からの文書が含まれている。

以上、主だった関連する分類番号を説明した。GHQ 文書を調べる場合にはこれらは必ずしも知らなくてもできるであろうが、GHQ 以外の米軍組織を調べる際にはきわめて重要な手がかりにとる。

さらに、陸軍省、そして世界各地に派遣された派遣軍、方面軍、軍などの米軍組織の資料を調べる際には十進法分類とともに、いかなる部局がこの問題に関わっているのかも把握しておく必要がある。性病・売春婦対策という観点からは軍医部（または軍医総監部）が当然関わってくる。将兵の非行・犯罪が絡んでくると憲兵隊が出てくるので、憲兵隊 Provost Marshal の文書も必見である。軍紀についての監督・監察という点では監察官部 Inspector（あるいは監察総監部）にも関連資料がある。性病予防のためには買春をさせないための説教、あるいは教育が必要であり、その役割はチャプレン（従軍牧師）が担うことになるので、チャプレン部も関わってく

解題 日本占領期 性売買関係 GHQ 資料

る。こうした各部局から軍司令官や陸軍長官への報告は高級副官部に届けられるので、そこに関連する文書が集積されることになる。

それぞれの部局は、保管している文書を十進法分類に基づいて整理保管するので、まず調べたい文書を保管しているはずの部局を特定したうえで、十進法分類に基づいてボックスを特定して、資料を請求することになる。ただし、例えば「726.1」が収録されているボックスを文書目録で特定できれば、非常に幸運と思わなければならない。米国立公文書館の文書目録は、陸軍の中での組織が違うと精度密度がバラバラなので、公文書館のスタッフに相談してもそれが特定できないまま、手探りで請求しなければならないこともある。数百あるいは千を超えるボックスがあるのに、文書目録が整理されておらず、経験を頼りに請求してはみたもののまったくハズレだったことも少なくない。こうしたノウハウは米国立公文書館での資料探索方法として、別に書かなければならぬが、閲覧したい文書群によって、その方法は異なってくるので、簡単に説明もできない²⁸。

また、文書の分類整理はそれぞれの組織の担当者が行うので、人によって分類の仕方が異なることが少くない。そのため「726.1」を見て、そこに何も文書が入っていない場合は、「700」番台のあちこちを探す必要が出てくる。

おわりに

本資料集は GHQ 文書のみを収録している。それがきわめて重要な文書群であることは言うまでもない。だからこそ本資料集を刊行するのだが、占領期における米占領軍の性売買・性病への政策・対応を明らかにするうえでは、それだけでは十分ではない。特に占領軍の中核部隊である第 8 軍の文書が重要である。米軍が軍として、日本の性売買にどのように対処したのか、ということは GHQ 文書ではなく、第 8 軍文書を見なければわからない。しかし、第 8 軍文書はいまのところワシントンに行って見るしかない。

この第 8 軍の上級司令部である米太平洋陸軍や極東軍（軍組織はしばしば改編されるので時期によって見るべき軍組織が変わってくる）、沖縄であれば米陸軍琉球軍、韓国であれば在韓米陸軍などの文書も見る必要がある。また、米本国の陸軍省内の諸組織も関わってくる。陸軍省高級副官部や軍医総監部なども重要である。海軍や空軍（1947 年に陸軍航空軍から空軍として独立）も別にある。

これらの資料については残念ながらほとんど日本では見ることができない。機会があれば、監修者が収集したこれらの資料群も、日本の多くの研究者が利用できるようにしたいと考えている。

最後に、お断りをしておきたいことは、本資料集に収録した資料は、監修者が資料群を見て、関連する資料として重要である、あるいは収集すべきであると判断したものに限られている。また、そのなかからある程度、まとまりのあるものを収録したので、断片的なものは含まれていない。当然のことながら、閲覧者の問題意識や観点が違えば、資料の選択内容も異なってくるであろう。また、目次にはフォルダ名まで挙げているが、そのフォルダに含まれている文書のすべてをここに収録したとは限らない。GHQ 文書のなかでこの問題に関する資料は、重要な主なもの

は収録したと考えてはいるが、すべてを収録したものとは言えないことをご承知いただきたい。

しかし、公衆衛生福祉局を中心とした本資料集によって、性売買・性暴力に関わる文書の核心部分の多くはカバーできていると考えられる。同時に、この資料集を手がかりにして、さらにGHQ文書やその他の米軍の文書群から関連資料を探っていただきたい。いずれにせよ多くの研究者に本資料集を活用していただければ幸いである。

(注)

- 1 日本軍「慰安婦」制度についてだけ取り上げた論文は別として、米軍について扱った論文や国際比較を試みた論文などは次の通りである。
 - ①「アメリカ軍の性対策の歴史—1950年代まで」『女性・戦争・人権』第7号、2005年3月。
 - ②「基地論—日本本土・沖縄・韓国・フィリピン」『岩波講座 アジア・太平洋戦争7 支配と暴力』岩波書店、2006年。
 - ③「東アジアの米軍基地と性売買・性犯罪」『アメリカ史研究』第29号、2006年8月。
 - ④「軍隊と性暴力—「慰安婦」制度と米軍の性暴力」林博史・中村桃子・細谷実編著『連続講義 暴力とジェンダー』白澤社、2009年。
 - ⑤「韓国における米軍の性管理と性暴力—軍政期から1950年代」宋連玉・金栄編著『軍隊と性暴力—朝鮮半島の20世紀』現代史料出版、2010年。
 - ⑥「日本軍「慰安婦」研究の成果と課題」『女性・戦争・人権』第11号、2011年10月。
 - ⑦「米軍資料に見る米軍の性売買政策と性暴力」『季刊戦争責任研究』第77号、2012年9月。
 - ⑧「日本軍「慰安婦」と米軍の性犯罪」『平和運動』No.517、2014年3月。
 - ⑨『日本軍「慰安婦」問題の核心』花伝社、2015年（①③⑥⑧は同書に収録）

なお、日本の戦争責任資料センター研究事務局「資料紹介 占領軍進駐直後の米兵による強かん事件検査報告書」『季刊戦争責任研究』第40号、2003年6月も監修者が執筆したものである。
- 2 この3回にわたる調査で、調査アシスタントとしてコピー機での複写作業を行っていたいた、広瀬貴子氏、佐治暁人氏、村井則子氏にあらためて感謝を申し上げたい。その後、デジタルカメラの性能が向上したので、2007年以降はカメラ撮影に切り替えている。これらの複写撮影作業はほとんどがアシスタントによるもので、アシスタントを務めていただいた多くの方々にお礼を申し上げたい。
- 3 この解題を執筆するにあたって、これまでの調査メモを見てみたが、コピーまたはカメラ撮影によって収集した史料の含まれているボックス(Box)は約1600箱になる。閲覧したボックス数は正確に数えたわけではないが、1万は優に超えており、もしかすると2万箱に迫るか、超えているかもしれない。
- 4 岩国など中国地方の関連資料だけが残されており、そのほかの地域のものはほとんどない。なぜそうなっているのかはよくわからない。
- 5 陸軍軍医総監部の資料(RG 112/Entry31/Box 1272)。なおRGで始まる文書はすべて米国立公

解題 日本占領期 性売買関係 GHQ 資料

文書館所蔵資料である。GHQ 文書は RG 331 のグループに含まれている。

- 6 同前。ここでは福岡の事例が取り上げられている。
- 7 GHQ 高級副官部 AG 文書、Box 477。
- 8 下院での議論からの一連の動きについては、Journal of Social Hygiene, Vol.32, No.2(February 1946), pp.82-89.
- 9 米陸軍太平洋方面軍の資料 (RG 496/Entry187/Box 1584)。
- 10 第 8 軍資料 (RG 338/Entry A1-136/Box 1048)。
- 11 米陸軍軍医監督部資料 (RG 112/Entry31/Box 1272)。
- 12 GHQ 高級副官部文書、Box 477。なお軍司令官からの通達は多くの場合、軍司令官の命を受けた高級副官の名前で出されることが多い。これは旧日本軍でも同じである。
- 13 第 8 軍資料 (RG 338/Entry A1-132/Box 312 など)。
- 14 陸軍省資料 (RG 107/Entry110/Box 221)。
- 15 第 8 軍は RAA をオフリミットにして、米軍将兵の立ち入りを禁止したのであって、RAA に対して閉鎖せよと命令したわけではない。このオフリミット措置によっても RAA は存続したが、客である米軍将兵が来なくなったために、業者はこれを閉鎖せざるを得なくなってしまったのである。
- 16 GHQ 公衆衛生福祉局文書、Box 9321。
- 17 GHQ 公衆衛生福祉局文書、Box 9336。
- 18 GHQ 民事局文書、Box 3032。
- 19 GHQ 民事局文書、Box 2401。警察予備隊、後に保安隊、自衛隊となる日本の軍事組織がこの問題でどのような対応をしていたのか、興味深いが、自衛隊は一切の文書を公開していないのでわからない。1950 年の警察予備隊発足以来、60 数年が経つにもかかわらず、一切の資料を公開しない秘密主義は民主主義国家にあるまじきことである。
- 20 GHQ 公衆衛生福祉局文書、Box 9432。
- 21 GHQ 高級副官部文書、Box 408、763。その他の部局 MISC 文書、Box 9894。
- 22 なお、海軍や国務省もそれぞれ独自の分類法を採用している。これらの分類表は米国立公文書館のウェブサイトからダウンロードできる。
- 23 hygiene と sanitation は、日本語ではともに「衛生」としか訳しようがないので、このように訳した。後者はゴミ処理のような意味での「衛生」である。
- 24 拙稿『韓国における軍の性管理と性暴力—軍政期から 1950 年代』の 230 頁に掲載したような、各地の米軍の性病罹患率のグラフは、そのうんざりするような忍耐のいる作業の成果である。グラフにすると、たった 1 枚のデータになってしまう。
- 25 ただし、250.2 の分類を調べても、文書がまったく収録されていないことが多く、せっかく文書を請求しても失望することが多いが、時々、文書が入っているので、見ないわけにはいかない。米国立公文書館での調査では、ボックスの中に関連するものがまったく入っていない、いわゆるハズレのことがしばしばあるが、それにめげずに調べ続ける根気が求められる。1 日かけて 100 箱ほど閲覧したが、コピーしたいものがまったくなかったという経験も少なくない。米国立公文書館での調査には、何よりも気力と体力と忍耐、そしていくらかの知力が必要である。
近年、メディアや学界においても、こうした丹念な資料調査に基づく事実の実証を軽視し、あるいは見下し)、言説とレトリックによって、さも何か新しいことを言っているかのようなもの——多くの場合、事実関係はデータメであることが多いが——がもてはやされる傾向がある。歴史学界

においてさえも、こうした傾向が見られる。このような事実を無視軽視した言説がもてはやされる状況には、知的退廃も極まれりと言うしかない。

- 26 ただし、軍法会議そのものの記録はここには含まれていないので、別に探す必要がある。
- 27 この分類については、あまりにも報われることが少ないので、最近は見ることを最初からあきらめることが多い。
- 28 米国立公文書館の利用方法については、仲本和彦『研究者のためのアメリカ国立公文書館徹底ガイド』(凱風社、2008年)が必見の本であるが、これだけではカバーしきれないものが多い。同書刊行後、公文書館内の閲覧ルールが変わっているものも少なくないので、現地で確認する必要がある。監修者も、時々スタッフに注意されて、いつもと同じようにやっていると答えると、ルールが変わったと言われることがある。ルールの適用もスタッフの個人差が大きく、あるスタッフにOKだと言われても安心できない。丁寧にやさしく説明（あるいは注意）してくれればいいのだが、スタッフによってはいきなり怒られることがある。もちろん親切なスタッフもいるが、個人差が激しいので、要注意である。その点、英國の国立公文書館ではどのスタッフもいつもやさしく説明してくれるので気持ちよく安心して利用できる。